

国連人権理事会の特別手続について

(special procedures)

ここでは、国連人権委員会の特別手続について紹介します。詳しくは、下記の国連人権委員会のサイトをご参照ください。

日本語 https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/special_procedures/

英 語 <https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcomepage.aspx>

まず、制度の目的と構成です。

【目 的】 人権擁護の最前線に立ち、人権侵害を調査し、個々のケースや緊急事態に介入することを目的とする。

【構 成】 独立した人権の専門家で構成され、テーマ別もしくは国別に人権に関する報告を作成し、助言を行う。

【任務保持者】 特別手続における「任務保持者 (mandate holders)」は、人権理事会によって任命され、個人の資格でその任務を果たす。任務の公正を期すため、独立した地位が保証される。在職期間は最高6年である。

(1) 個 人 (特別報告者および独立した専門家)

(2) 作業部会 (アフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ海域、東欧、西欧の

5つの地域の代表者1名の5人で構成される。)

【作業】 特別手続では関係国を訪問し、人権侵害の可能性のある個人人権侵害事例とそれに関連する幅広い懸念領域について、対象国に通知 (communication) し、テーマ別に調査を実施する。また、専門家による協議会を開催し、その結果を公表することで、対象国の国民意識の向上を図り、かつ、どのように改善すればよいかについて助言する。

関係国の訪問

(ステージ1) 「通 報」 → 「受 理」

(ステージ2) 「通知と質問」 人権侵害の可能性のある個々のケース、および、それと関連するより幅広い懸念領域についての通報を対象国に通知と質問を送付する。

→ 「回 答」 対象国は60日以内に回答する。

(ステージ3) テーマ別の調査の実施と専門家による協議会の開催

→ ①調査結果の公表、②国民意識の向上、③技術協力についての助言など

【報 告】 毎年、人権理事会に報告する。その結果の多くは、総会に報告される。

2024年11月21日現在、46のテーマ、14の国について個人またはチームの任務保持者がいる。

【46のテーマ】 アフリカ系の人々、アルビニズム、恣意的拘束、企業と人権、文

化的権利、障害者、強制的もしくは不本意な失踪、発展の権利、教育、環境、超法規
的即決と恣意的処刑、食糧の権利、対外債務、平和的集会および結社の自由、意見お
よび表現の自由、宗教もしくは信条の自由、身体的および精神的健康、適切な住居、
人権の擁護者、裁判官および弁護士、先住民、国内避難民、国際秩序、国際連
帯、外国人傭兵、移住者、少数者問題、高齢者、貧困、プライバシー、子どもの売
買、性的指向とジェンダー・アイデンティティ、奴隷制度、人種主義と人種差別、テ
ロ対策、拷問（非人道的処遇）、有害物質及び廃棄物、人身売買、真実・正義・賠償・
再発防止保証の促進、一方的強圧手段、女性に対する暴力、水と衛生、そして、女性
に対する差別

【14の国】 ベラルーシ、カンボジア、中央24アフリカ共和国、コートジボア
ール、朝鮮民主主義人民共和国、エリトリア、ハイチ、イラン、マリ、ミャンマー、
1967年以降のパレスチナの被占領地、ソマリア、スーダン、シリア

なお、日本との関連では、2024年9月に、現オーストラリア・モナシュ大学佐
藤舞准教授がイランの任務保持者に任命されました。

また、直近では「企業と人権」のチームが調査のために来日し、日本企業の人権状
況と人権侵害について調査し、その結果を報告し、改善を助言しています。

以 上